



5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5



志ほり初見三四

酒泉の諸城庵治父と同族乃人小教す。城庵治者あつても
物及やう々離ちてひきかえを報す。考究りと思ひ
既に歸らん。感傷と懐す。自力みとぬて離家と候
三十金をもうけり。とも其便を得たり。後郊夢に遇
事ありて收く。これと刺殺うちて縣小治て曰。高父の仇と
被ひゆ。ゆかり。紛れんと教とせし。必こうも先津代え
まか。所へも。高父の刑不就。一と不被稱。乃長君孝
を風と感。一。我藏小あれ。沙と刑不處せよ。あつま
ひ。印綬と併て沙と俱れて。と。而肯て。そぞ



一て曰恩塞モテオ取シハアリ分セ也而ト歎トニ
シニテ六七日常御うり行の如小苟一ノモ生テ云候
往仰人ヤモテ戮ミ仰リ幸ニあテ免レ別郡モ同ニ處
サ常膳無品欲レ東帝とぞれとれセモ也製得第ニ
又キモ呼呼後讐言後復モリテ多リルムアモ生後自
刑と治テクムアリ人小止ムモチニこれと殃モリ文子傳引
此ノ事我聞え二十ニ年張瓈張良基父の讐言御史楊廷と教
セテ是後之の議モリくアリ張九數もハニこれと活アリと
奏セテクム禁難御事禁爾も好邪らムシテ彼
又才と教ナリ士民ニ承き歸ニ亦に玄達を作ツ能ム

敏テ英ノリアリシハ辟後讐言父の至終以ヒテシテモ立
立つアリナリテ後セ久シ人道滿也ト云爾論ニ及被ニ子
稱算ナリテ考列され、矜着とびたまをされ奸臣展相
讐言セハ深極アタシテの一語ナリテ刑セシムトム千歳の下
又恨ニシテ一王君探父ハ讐言と報セテ太宗特に以レシ
セヨリナシテモ玄宗もこれを因リテはや又君父の倫
一也君弑逆小過ハ臣民必これと討ムとひて殃モリ文乃
讐言と報セキモハ官極教の律にワリシテ其寔モ免ム
事ありハモち亦古くより有て國家政事と執者ニれど
ルモヤナセヒモアホアホモ不承の如ク所也

人ハよれども其律にあすと民とて
寛忍かゆと吟可痛可哀哉

。え弘之年か月か迎ひ下馬ゆ宿そ木の幕ま一い堂どうにて我
瓦かわ数さず百ひゃく人じん中なか有あ八十は人の如お爲な法ぼう事じ而め筆
山さん蓮れん苑えんの過すぎ收しゆ不ふ足そつ予よ乎む以い彼かれ冕みわ冠かんと降おる
等おちの強きよ烈れつ激げき神じん酒しゅを済さい一い行ぎうて

。嘆たん此こ身み心こころ也や是これもも清きよ代だい芳こうの下げ落おち

。又また凡ま人じんははももああららととして

。坐すわりき立たてたるる身みももううははぬぬるる物もの也や。

。行ゆけけりりるる人じん送お供ご一い行ぎうて

。盈あふ酒しゅ倉くら傷いた列は腸は秋あき風かぜ分わ被は又また高たか
水みず雲くも何なん處ところ後ご期き在い用もち送お天涯てがい渡わた敷ひ行はき
。江え流りゆう人じん舍すみははりともとものの日ひははくくのの旅たび也よ。

。もものの未ま忘わ田た比ひ私わたくし也よ。

。小村尋めぐ夢ゆめ醉ゑ猶い斟くわ。迷めぐ往むか題だい詩し笑わら又また吟ぎ。
賈雁くわ一い声せい雲くも似そ水みず。朔そく風かぜ剪き掛か蓬よし。

。もものの未ま忘わ田た比ひ私わたくし也よ。

。朱子勸諭榜文集曰

。一約束ス寺院民間不得ス礼佛ス傳經ス為名聚ス集男女ス畫

夜混雜セイモンザ

一釣束^ス城市鄉村不得^{トシ}穰麥祈福為客歛掠錢物裝^ル

弄傀儡ルコト

以榜凡十條あり今二條と抄し仰御圓^ハ時^ヒ禁^ムす
故^ハ院^ハ事^ハ詔^テて夜間男女新居^一所^モ也^ハ有^リ
多^一又^ハ移^ハ多^ニと^モて戲^ハ遊^ハ人^ハと^モ一

錢^ハぬ^ク費^ハ牛^ハ仰^ハ事^ハ村^ハ皆^ハ一

○^ナん^ハす^クせ^ト之^ハ豪^ハれ^ハ可^ハま^スり^ハ解^ハま^スれ

ぬ^ク絶^ハ家^ハの^ハ行^ハ駕^トか^ク人^ハ新^ハと^モ渡^ハ一^ハ仰^ハ、^カの^ハ交^ハ

と^モ町^ハに^モ一^ハあ^ハま^スる^ハ所^モ一^ハ次^ハ

○神^ハ古^ニ廟^ハあ^ハキ^ハみ^ハり^ハを^ハあ^ハう^ハ人^ハき^ハも^ハ之^ハ取^ハみ^ハ多^ニ

多^ニ或^ハ人^ハ

○^ナん^ハよ^クい^クて^モこ^ト、^カれ^ハ海^ハす^クす^クれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

と^モひ^ハ行^ハ一^ハに^モ京^ハ、^カの^ハぬ^ク一^ハ白^ハ海^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

と^モひ^ハ行^ハ一^ハに^モ京^ハ、^カれ^ハ新^ハ行^ハぬ^ク高^ハめ^ハにて^ハ海^ハす^ク

つ^モク^ハ行^ハ一^ハに^モ京^ハ、^カり^ク新^ハ般^ハ人^ハ新^ハ御^ハ

浦^ハと^モれ^ハう^クして^モひ^ハと^モり^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

う^クて^モれ^ハさ^ク、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

も^クれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

の^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ、^カの^ハ見^ハれ^ハ

ハ正音と失ち多々多くなつた

可汗と曰ふをと呼日碑と密堤谷麌と麻裔閑氏と賈財
龜茲と立慈身毒と指竺うそつま取も了すゆ
モヤ秋國立山城の言と以て西一と一ゆ、傍教を
聲音よりよきゆのものかと云ひてハ梵訥とす
中以て教弘の事にも中列紀ニ

礼ハ声傳ハ曾家ハ承られりと傳ハ猶邦

こもりすれども傳ハ中とうの入傳の添にて人のち伝の
やくうりことや石氏代に周列山界に傳教弘と驗
傳うる院といはば小多造了毎月の傳法傳と教

而人氣を伝ひて改俗ハ神名とつされりと傳
ムカ自西ムキトトウルテ
○尾張國寛智山田兩郡司兼社大神宣尾張忠金主
右朱鳥ヒラホシ不字不メツ三月廿一日宣旨以同八日到東備以吉白鳳廿一
年十二月一日被稱アマタクシテ尾張大明神アマタクシテ梅又元年
夏知郡衛嶋松矩鴻機後村アマタクシテ衛嶋入會
塾田大明神アマタクシテ大神者アマタクシテ大化二年丁未歲アマタクシテ三年可作
九月一日天下御坐アマタクシテ此土天下奉程行向草木自英不燒枯
者是遊行雜草大明神アマタクシテ雜蘿アマタクシテ即アマタクシテ隨身願アマタクシテ各神所化者
郡司尾張忠金治願伊勢尾張稻種御子元根稻子孫

西一海郡郡司守部彦谷元長祝部官丸等々

根本當國尾張氏立六郡從獻公家普一宗今鞠仇印自手
以降佐致代十勤兼務往經ラクハサシテ子ノ子ノ子ノ子ノ石ノヘシ萬ハ

威ニ可作

就中遠祖磨檀大隅兄弟三人達國肇郡ヲ誠貢スカツ貢スカツ祝スカツ

宮前定西南ハ町内ミ

梅足大化三年
骨也

号熟田太明神ミ

天照立鏡日本景三之賢ミコトノミコトノミコトノミコト所者神是我也ミコトノミコトノミコトノミコト

者字神ノ字ノ下
アリヘシ

奥書云

右件官有朱鳥元年六月十五日庚寅日宣時到東奉安、
神輿於御宝殿至平正文有奉籠置御内院於寢文者
官幣使等粗錄載太神荷御記宣旨テ天下御本末為

將來後世奉書傳耳敢不可及外國奴力カ々々矣

長寛二年八月九日

右丹波守尾張宿祐仲賴の家尾即熟田本記とは是之ナ
其内と云ひて遗忘に漏れ彼一毛實小古物にて長寛
比古免ミタマトト也ト此書中一二の詔院朱鳥文を奉進
ノ如ク見ゆ又奉幣使名の如く淳平橋花尾あり朱鳥の
時代あり又中納言寧相名の如く天武の時之稱
而成秋九月をセリ尺之のる書トて之を疑と謂ふ者也

問長寛勅文何日曰二條院長寛年中紀伊國司平豐亨

卷之忠宣公目代右馬允中原清弘在廳官人三極守改等聽停
廢熊野八代庄拔葉膀亦集取年貢或追補在家攝取神人
或禁其身割其口事狼籍甚矣眾狀推究之律監大社神
物者為八虎一條已決焉時天里余謫家曰大社者伊勢
太神宮餘悉稱小社也今以熊野可準伊勢哉否宣勘定
之於夏各奉勘文即轉錄之名曰長寬勘文所謂勘文
論伊勢與熊野之神威優劣如何奇兵村弘正承應二年仲夏
所述長寬勘文或問
右勘文の中若一王子神未詳一曰天照國照彦天火明櫛
玉速日尊天道日女命と妃とて天香諸山余とせ
たま天降一ノ天靈彦命と
名く又詔倉下ノ余と云

天降玉ノ記伊國熊野邑坐す天照太神の曾孫の神
ウルサ王子と称す可りトテ號する倉下ノ命ハ神名の
神乎名ノ神と名若女一王子と称トリハ天照大神の御子ナム
無事の初夜人とい或間にハ其御子を旨と記セラ
。大嘗礼記祭統曰外祭則刻社是而外別大嘗
禮是也云故曰大嘗今本有者也
柳營乃所府に奉シめたりよ其圖鴨祠庭
。元祿十年和列行在ノ前王而後更とて其圖方境と紀す
彼乞シとも當役行シ多々瓦シ更これとて曰
少保行草人ノ久シ俄不溫饅と名ひ殿中

がる所に自己へけんじゆともあらず其國の老
者あれと同て曰痛哉凡く李世國と以ひ人貪財にして
剥脂椎髓の如き使とて鋒利の政とすゝめ惨刻督促
か彼而雖是脛足を流離顛沛の極にされも憚怯にて
鄙嗇に兵士十倍小陰弱に面と仰て人の残食と乞ふ
ありハ筋身革免百姓溝壑に散れ枯瘦鶴歎野と蔽て死骸
もすゝく貧乏の如く乞うむ事寧ろにの至り也其はま
惠とく施粥の政と今すとつも甚はどもすびへ猶
厥其地と揆へずして活ト渴まで作井敷もく乞う
渴水と飲むればまづ縊縛とたよ肩にかけられ

衣と繩つるもかゝれども嘗ふ過て恐るを擣手一蹴して
か千日百日とツカク其處又済ほの中れをうちかばす
又如鶴の心ひて常に危矣困窮を極むとモ氣運ありて
すゑく年饑荒草すく處多す者流落し餓死れど之
と多く財ハ強盜と見て鬻服の民に乞衣と施して冰漬の言
と收ハ又荒政の一端其二藏や水流の上に沿て水にとが
ひするやいへ夙とすくも其業と授傳て
そぞくに念はううこすくめ土ふゆうと金やうの荒政
要覧の二に施粥の法とくに足すれどもとひの責
あく人ゆゑをとす而ふあすとえひうす人の内う

知れどもかひゆてこそいたる處雖不能周於人惡

當常在於事と薛文清公の如きも之を復す

。桔橋ハ俗のトス凡と云ふ能同と稱され、又凡と云

れり。鄭玄の内古今の注に後藝アリ。弘景譏

アリと辨セラ。宋夷曰、五風其聲の徑す長丁ニすえり。上徽

因下史長七角聲す。紅面色聲中子蠟婦の頭のモード

木牛車聲。桔橋と當れとも云れど老形れり。ソノ聲

クを御。鶴聲乞乞翁の俗に和電老鶴れどあくと

ソノシズ凡の老鶴の聲す。呼に必ず十いくつ人

サク

。或人曰集義和書に君子ハ方のみ止むと仰すて每もとづ
海納百川と生きずれ後此のと際すりゆれといふを曰
夫心あるゆくと云ふと云ふ。云せよ。セシマアサヒ。只今
大業ありて焉アリと云は仰すよりある止而愈々の諸事
常れ變用にせば可セリ。予曰可也必一と可とす。され
凡事ありハ口外に意を失ひ事の端と生じて薛文清
公もアリ。口外に意を失ひ事の端と生じて薛文清
公もアリ。口外に意を失ひ事の端と生じて薛文清
公もアリ。口外に意を失ひ事の端と生じて薛文清

○丙戌の春我府ト金匱と剣をも。二人より長治
ちうせん其家のい財と旅一満りて五歳又互に怨む。心も
あらす其秋干魚と蜜鴨高麗^{アラシ}又病に臥して死む。予す
其財既に化してのと術^{ハシ}の為^{ハシ}をもとも峰津の一醉
包貰ひて身不外う。鄙均^{ハシ}嘗たう。もえ不外漫れ漫
考^{ハシ}と身不外と身の毒^{ハシ}をもと也。此般^{ハシ}寛解^{ハシ}もうつて同胞の親^{ハシ}
とくに人書^{ハシ}て人の苦^{ハシ}をと放^{ハシ}せの又^{ハシ}りも
福^{ハシ}と身不外^{ハシ}と之^{ハシ}も^{ハシ}此般^{ハシ}寛解^{ハシ}もうつて同胞の親^{ハシ}
忘^{ハシ}彼御臺^{ハシ}にゆくましや。也^{ハシ}友愛兄弟のちあれども更
ほんと御布^{ハシ}も亦稱すものといふくぞ。終^{ハシ}此^{ハシ}

孤行昆季互遯逃

金匱一書新代氣

人性万古非^{ハシ}不同

字流莫徒轉^{ハシ}古紙^{ハシ}

○白茅^{ハシ}俗所謂^{ハシ}はうゆ草綱目と考^{ハシ}て^{ハシ}ト

ト茅針^{ハシ}つえ^{ハシ}也。万葉集^{ハシ}茅^{ハシ}と書^{ハシ}。

絲茅^{ハシ}

時珠曰其根甚長^{ハシ}白軟如絲而有節^{ハシ}俗呼絲茅^{ハシ}。傳^{ハシ}治^{ハシ}一毛^{ハシ}と云^{ハシ}絲茅^{ハシ}の根^{ハシ}治^{ハシ}一毛^{ハシ}と判^{ハシ}す。

絲茅の意^{ハシ}にて一本の^{ハシ}一毛^{ハシ}と云^{ハシ}。

○月既^{ハシ}テ^{ハシ}ツモ^{ハシ}も^{ハシ}あれ^{ハシ}ぬ^{ハシ}うけ^{ハシ}と^{ハシ}詔^{ハシ}す^{ハシ}の
山^{ハシ}鷹^{ハシ}も^{ハシ}き^{ハシ}遠^{ハシ}の^{ハシ}よ^{ハシ}り^{ハシ}ト^{ハシ}も^{ハシ}と^{ハシ}あ^{ハシ}る
み^{ハシ}く^{ハシ}い^{ハシ}ー^{ハシ}れ^{ハシ}き^{ハシ}や^{ハシ}く^{ハシ}う^{ハシ}う^{ハシ}引^{ハシ}経^{ハシ}た^{ハシ}け^{ハシ}ー^{ハシ}
寫^{ハシ}れ^{ハシ}あ^{ハシ}ま^{ハシ}ね^{ハシ}う^{ハシ}れ^{ハシ}う^{ハシ}れ^{ハシ}う^{ハシ}れ^{ハシ}八^{ハシ}服^{ハシ}

ちあらうとひたてのゆづつうす。

又おのれの思ひよまされを経の段
ひくうすに鳴れどもその声もそーうとさむ
ぬをの音がゆうかうなれをけくさり
ひく風きりかきわらひとそ
あひいとまくとまくとまくとまくとま
中の音は故に宿家直の門音ううち秋のちまれに
さくとまくとまくのやにそくに門のゆで音
ゆすりゆりゆりとんの音とそ
あきとそれせせめぬれと門のゆゑと

北芭翁の音あくまうまとあくひを然る後此
桐にあくまにねされんせられまぬまし年と
ばけとあくまをくらひ音と是たうかく嘆一
と五とまくとせしたるまくえくさん音とれども
はくらひのれまくくみえとくらひゆれまく
てこけもあくまうくらひもあくまうくらひ
ひくまくとせすまくもあくまうくらひとく
ひくまくとせすまくもあくまうくらひとく
ひくまくとせすまくもあくまうくらひとく

芭翁集
甲 二十九日はもう二十日半の河内そぞりのやう

おもろき事の古傷と門をすくはりとすててすらう石屋
と藤原一郎もそのたまに内にハ船のあれどとせ、鉛のうす
洞のふりうちくわ波に仰ろもあ、破宣^{アキラ}は破けよかへりうる
とお其れがうてもあ、文字書すあうけしなれの古蹟と
よすよようすすみほりぬ功成^{アサヒ}とほはつと
くよよゆくと年月^{カニツ}のうう行うてひる骨もああも
ううゆくとれまうせんまりうのめとやとく
ハ達得^{タタケ}の境にましとく一生と若^シてつゝ地をと
字はれ君平^{ヒロシ}のゆうとゆくゆくゆく
なまて後^ハうう^ハ、御權^{ミツバチ}に沈^{スル}て嘆^ハ風夜^ハのあれ

とくのゆゆとせか名門^{アマノミ}柄三う波やぬうの身の
所あそばれうゆきゆくは、波に豆す、豆す、
とくゆくあらまくとく身のそととくあれとくのト秀
とく。傳とく
一邊^ハ波^ハ流^ハ事^ハ大^ハ是^ハの^ハ事^ハ務^ハ事^ハを^ハ猶^ハ強^ハ加^ハ之^ハ
内門^ハ波^ハ式^ハ之^ハ沖^ハ可^ハ勤^ハ事^ハ一^ハ事^ハを^ハ猶^ハ強^ハ加^ハ之^ハ
一^ハ理學^ハ會^ハ大^ハ念^ハ法^ハ令^ハ波^ハ此^ハ二^度之^ハ教^ハ之^ハ之^ハ教^ハ之^ハ之^ハ道
御門^ハ波^ハ代^ハ本^ハ死^ハ其^ハ之^ハ教^ハ之^ハ之^ハ教^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ
松^ハ木^ハ本^ハ院^ハ内^ハのうじる^ハ教^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ之^ハ死^ハ之^ハ
一大壇^ハ之^ハ傳^ハ元^ハ承^ハ年^ハ十二月大^ハ是^ハ御門^ハ波^ハ傳^ハ之^ハ

おとおとせの御室よりそぞらの音もおとせ不分明である
通ひ向後山月もあらずありぬより國が事より行
術縛と申すを恐れて御身試て有様ねぢゆるし
一派事と云ふあり申れ方から便に追はる所とめえ大
極てうきよ候ては事ちくら便に追はる所とめえ大
き事がありて被相生てうきより申す
内裏の事と申すを恐れて御身瘦の所とめえ大
右い左近達は又ね年紀はち然在官相佐定之急左近
可一穿い旨い為後此又方へお詫せや

宝永三年八月廿日

手写連判

おとおとせの御室よりそぞらの音もおとせ不分明である
有刀とおとせと外訛章と双方と申す事極うらうそし此年正月
の像は庶して國の内政多めの令有りうそうしたる勢
と争ひ江戸に及ひけり

○萬葉院忠公天野の家百立十四忌之辰奉

○薦一辨香

○追尋、残夢寒、臯曉、忽見漫空鶴羽翩

岩嶺松高、含、旧翠、風音一百廿三。年

又無事も身無くと爲事のれ辛いもの

丙戌十月廿九日

昌原孫藤信景百詩

或人か年後もとひよれて書きあはせむ

江上千里或極望眼天未央

秋風一斤苦童音情露近衣

爰至考之と従爰ととよす。不經俗役中比

もうすれや海ハち角田家とノ所にて生れ
うそり石川屋の姓と称して甲翁復を号す

トタれ

不經

。ち角田^{シカタ}江原漢國社の祠友^{ミツキ}と見^{スル}方
多^シ也^シと云ふ。江原^{シカタ}は字也。同前^{シカタ}は後^{シカタ}
ノ後ハ圓^{カイ}神^{ミコト}諱^{シメ}神^{ミコト}也。日^ヒ神^{ミコト}云^ク神^{ミコト}す。ま^サま^サ
山^{サン}に^リの神^{ミコト}と神^{ミコト}の名^ニ。^ミの神^{ミコト}
ウ^チの神^{ミコト}又一後^{シカタ}素^{シカタ}靈^{ミツキ}鳥^{シカタ}也。其^{シカタ}己^{シカタ}余^{シカタ}日^ヒ
の神^{ミコト}也。神^{ミコト}也。神^{ミコト}也。率^{シカタ}川^{シカタ}阿波
神^{ミコト}也。とある。高^{シカタ}は^{シカタ}アサヒ^{シカタ}也。高^{シカタ}川^{シカタ}也。辛^{シカタ}
川^{シカタ}也。ろ^{シカタ}也。沙^{シカタ}也。津^{シカタ}也。所^{シカタ}也。辛^{シカタ}
川^{シカタ}也。

。ひと西よりてす月^{シカタ}もひとてと被^{シカタ}也

中長秋春暮日社之子の事の中よみの爲め
四ノ御令の神功ノ御事よりれりくあり
る事

。獨清軒 法德 老病多よ浸されて年々りすと
申れど

ひそかにてアラセ思ふ君すて今もかくもす世
ゆれ事

感君今日恩

招我九原魂

太平記或ハ命と可
九原三百年位リ

枝病坐床下

披書拭淚痕

觀應元年三月二日玄惠法師圓寂

圓太
脣

。日人人物史逆臣傳明智光秀者土岐種族而濃羽
人也。梅スルニ土岐刑部太輔賴康元以智次郎兼
ひ智元人賴雄ト云者アリ 貞和ノ比ノ人く光秀ハ妙等
才高ナル歟

。富永孫四郎 一作尼馬利
其名シ闇ス コレユ藤祐經ノ末裔貞和
中ノ人寺尾新兵人大神姓ト云名シ闇セリ

。首陳萬年父子陳咸 ナカニシテ すと奉すと近臣の
心と刺せし又一万年希よりて咸とひそめ上にま
すすと申りよ成て國體チフしていもぐく列へ下に
クハ又ゆくゆてゆくとあらそよと申せゆ

シテ一咸曰聞きしするもうそんハアシテ
のまこと愛^{サト}一仰みる教訓義方てすよ等
大約感としてよ論いをすアシ申御とお
ひりよる事^{シテ}あらう今世文久より者異
凡そそぞく^{シテ}モナリと戒^メ申忽^シを教^ス
アラモト中ハアソク^{シテ}論^シ御^スと仰^ス義と教^ス
て利^カと^シト^シタマ^シヤ此^シト^シ痛^シく^トア
みちひて教^スミ^シヤ此^シト^シ痛^シく^トア
○仁者不以^ニ威^慶、改節^シ義者、不以^ニ存^シ也^シ、
夏候文宣^ノ女令^{サムライ}改^シ白玉甫^{シテ}禮^シ列^シ女侍^{ミツル}之季

少子の年^ニ載^セト^シア^シ、所^シ人^ノの^シ裏^シて
歌^シ、^シ已^シ、^シ常^シ往^シ、^シ後^テ年^ニの^シ年^ニと^シア^シ、^シい
地^ノの^シも^シて^シト^シゆ^シ、^シ身^ノの^シ年^ニと^シ時^テ
終^ト済^シ、^シ了^シツ^シ、^シ是^シも^シ拿^シ取^シ、^シ身^ノは^シも^シ
終^ト済^シ、^シ了^シツ^シ、^シ是^シも^シ拿^シ取^シ、^シ身^ノは^シも^シ
棄^シ、^シ身^ノは^シも^シ、^シ身^ノは^シも^シ、^シ身^ノは^シも^シ、^シ身^ノは^シも^シ
終^ト済^シ、^シ了^シツ^シ、^シ是^シも^シ拿^シ取^シ、^シ身^ノは^シも^シ
また^シ裏^シて^シ世^ノあ^シト^シと^シ身^ノは^シも^シ
また^シ裏^シて^シ世^ノあ^シト^シと^シ身^ノは^シも^シ

予講唐鑑至憲宗崩弑書法依通鑑綱目辨之
唐鑑曰暴崩於中和殿時人皆言內常侍陳弘志弑逆
通鑑綱目上暴崩於中和殿日時人皆言內常侍陳弘志弑逆
發明日將暴崩者一著大臣不能究詰之罪
以著嗣君不能討賊之罪

考異曰當書内常侍陳弘志弑帝于中和殿尹氏發
明疑非朱子之意且前後書法皆不相伴
信景極發明ハ綱目暴崩書し日弑逆傳アル見テ
謂之放考異晉孝武漢平文筆ノ崩於テ皆弑ノ書ニ憲宗
崩ノ書スルト是唐書ノ文ノマニ錄スル者ニシテ朱子定本

非スト疑ヘリ且大和九年陳弘志伏誅トアル日討元和之元
アレハ朱子堂崩ト書セヤト以爲リ予謂晉帝及ヒ漢平文如キハ
即日弑逆ト知ルハタカリシ故弑ノ書ニ憲宗ノ孔ハ十二年ノ後世
著ナルスニテ先崩ノ大書ニ時人ハ凡聞テ分注ニ弑テ兩ナカニ漏
サス且暴崩ノ丁字服ヲツクヘシ史ハ當リシ記入綱目隨ラ書ニ其
疑ノ傳ノ報索敵東文宗三代ハ後大和九年李訓謀テ陳弘志
討元和ノ亂ノ爲ナル由ノ記ニ又胡氏ノ言ノ引テ陳氏ノ弑逆ノ狀
明必其罪實シテヒ市朝ニ肆ニシテ善カムヒレラ暗殺スルハ乱賊
ノ討スル道非スト云ヘク然レハ十二年ノ後ト云ヒ陳氏ノ殺セニコト未
ナル者アリシカ若考異ノ如ク直ニ弑帝ノ書セハ分注何時人皆

言語アルベキ累ノ一文字テ其疑アルトモ明ケシ朱子ノ筆其意深
後人ノ及フベキ所ニアラス問然ラハ發明可ナル故曰發明ノ許可ナル
ビシ但唐書一條ノ文ニテ網ト目トニ分メ筆法ニテ細痕ヲ
テサリシヤ網ニハ其即日ノ史筆ノ直記旨ニ至リ時人ノ疑傳ヲ
當時十二年來不決ノ事シテ後世足テコレラ書サシヤ其疑ハ
疑傳ヘシ其實ハ實傳フ是史ノ直筆也網目ヲ讀者細眼
ヲツケスハ何ノ益アラン發明考異等未書神ナキニ非ス是ノ
サア確定ノ論トスルナカレ嗚呼史書ハ古ソ引テ今ノ戎トス
ルヲ本意トス殊ニ網目ハ春秋ト一般豈歴史ト同ク見之乎學
者深ク意ヲ致シテ可也

僕俗ニ通す腰舟リと定て筋肉と揚ひ筋と筋筋と称
一にて筋肉とせラ朝廷及び御宮も度の筋肉とせラ度の筋肉也墨邦もセ腰舟リと定て每
家慶と稱亦と陳焉と称するナリシテ聞す事ナリ御集等
此一稱曰腰舟トシとレカと稱する上者ノ人取甚變革にして
少子の如今之腰舟の如はれりめくと茎のいとまく取
持傳よ追ひテヨリ腰舟一腰半中と稱ひ筋と又之ニヒ
ナリ天水車也アコリヨリス又之新葉之凝烟之八举無摩也ヤツカタタキアリ
蓋てスム後考之テヨリ之の氏也、華麗太度結構と云
奉尼席地の位所也すんし男、女と耕一株より少く數
株衣と御より仰取も勿れひと申入奉れ凝烟垂れ

移るとして草とせしをよす風とソリテ此又遊す
のちあればふくらむ草は草もこれよりていとあらず
時年才後奉ト群と拂ひ引取と定めようと之に車
とせし風流すてか激網うきあがきと拂ひ一枝風を
すとまくゆゑて御玉氣事御年比枝風ハ上之飛傍の姿が如
丁亥元日ハ内室より切友祓のち庭と絶りけりしきに
ゆけりて波紋はれぬる年一千年よりうきゆすと枝一枝
東月新服日山川。且喜乾坤瑞氣偏。華表春駄蓬嶋鶴。
龍光鎮國幾千年

十四の夜と清客のねづよもいわすすきの支那

○園太曆云延文四年十月朔日聞東國ノ軍勢島山入道道ス下誓
數万騎上洛因清入道去月二十三日到著尾張斐田宮相模運參
軍勢一

島山氏を束上ニシテ義ヲ借テ下ニハ私ノ權威ヲ貪ラシ為三位
基氏鎌倉管領左衛門督
千賀左馬頭也請ニ東軍ニ親約シテ北舉アリシ

○報國の忠彦リテ源氏の賞と歎カハア誠ニ多モ之を羨
の莊園を絆一より、また源氏ノ廉くうり色淺世ハ其の如と本
の擲とも好て自かと倒の把と僕アシモ賞と望福と干め桂つよ
論、ハ御格と細ていゝするの上至三斗佛の像とつもつ
徳との如みやけり石舟とアヌヌ御教と先君子ハ其への

歌のうり

○康永元年に在るある夏、義長勢列長那義郷の時文和五年
土岐右馬介氏光義長の子に由義長の子也すが山を直れ今峯駿みちえを改め
之に山は屬せし。而して年と多きて我が二万石もよ
降り刻ノ氏光と改めセイせし。はと入てヤセノ氏光
後よりい中ノの山へうくて波文ハビとして
速ハシく枝ハシの生れハシめらりハシよすやく花ハシの香ハシづハシて
とすあらすらハシかづけハシむハシてかとろハシとよハシひあらん
○官ハシ可ハシ樂ハシ國ハシあらかハシと室ハシへ御枝筆ハシと奏ハシて後從行ハシ川ハシと
上庄ハシ此ハシ端歌ハシの傳ハシを留ハシめら中ハシの神ハシ人ハシ也般ハシ鶴ハシと振ハシり

さぬハシく葉ハシさりくはハシくよの叶ハシよの花ハシ行ハシくもくと
ゆくハシく年ハシ年ハシの生ハシれハシてやひくハシそりハシ神ハシさハシとくとくハシく

ひハシけハシく

○蓬莱宮裡戴花ハシ贈ハシ春敲門頭ハシ主柳ハシ新ハシ
宝鼎更首ハシ太平ハシ日ハシ踏青廻雲躍金鱗ハシ

今宮ハシ人の歌ハシ訛ハシあらかハシあら言ハシふハシや芸ハシ歌ハシ曲ハシ聲ハシ

れんそらハシく

枝ハシ年ハシ

なげハシの様ハシほのうハシ死ハシよハシこれハシとハシれハシやハシくハシとハシあハシ
猶ハシとはハシもハシうハシたハシてハシの
訛ハシうハシりハシ下ハシづハシくハシき

うあひそすんすくのあらうせん
國やもつうせん

篇
年

あふそよこのそよとあひたとせんのあらう
老のそより キ
老をそより老のそより キ
老をそより老のそより老のそより老のそより
老のそより老のそより老のそより老のそより

。鑿印所定の中より切丸の中に書く吉光裡は、急ぎ元と改
で、（うち）空通行平以上數十口
アリよ書す

因舉龍鳳の致あり古錢、尾張富祿良仲所藏

眞原年中
人ナリ

。信賜の詔條種類より、天文二十三年藤原敏の勅多
信賜の事あり、極りは勤り多く、信の才萬能の爲めに、行
ゆかへて天文の御内事多岐を経せしれどアソコ。
。今度の邊り准稱上人西成の年、京師より、出でけらる
ひ方初にて畫と、鑿尾隆長等、詞言ハ活潑、能書き
才よく、今一にて手せりの如く、七月の御内切セーグル
即、唯称の鶴の名、寶物たり、御内ヲ附して、高麗本作と
立てもあり、リ向と云。

。永保二年四月尾列は、准稱の事也と云、其後御系譜と傳長

「まう」とやや言ひ、わ今へ在るやうや

。かつて後ち法ふるをも十一年前から、年せば淨地院永運
事ともぞ一經解の後は役事のみをもひ居た後は役事と居て
或處と余程よ施しようし一門の電光^{モード}の^{モード}は見事によくと
の所^{モード}よりゆきり仰うておれぞと急務^{モード}にけりとす
。被^{モード}の^{モード}不^{モード}厚^{モード}をも長^{モード}あり得^{モード}に裏筋^{モード}の^{モード}御^{モード}と^{モード}を^{モード}と
八月もて御^{モード}を元年比^{モード}後^{モード}の^{モード}法^{モード}を^{モード}國^{モード}、^{モード}御^{モード}と^{モード}か^{モード}と
置^{モード}一例^{モード}全^{モード}よりして万^{モード}と^{モード}一^{モード}が^{モード}を^{モード}厚^{モード}は^{モード}好^{モード}を^{モード}れ^{モード}そ
アリ^{モード}と^{モード}印^{モード}御^{モード}まで刑^{モード}で^{モード}外^{モード}長安驕^{モード}の^{モード}竹^{モード}御^{モード}國^{モード}
除^{モード}す^{モード}（除^{モード}す^{モード}人^{モード}）と^{モード}を^{モード}云^{モード}一^{モード}私處^{モード}の^{モード}御^{モード}と^{モード}籍^{モード}と^{モード}す

破^{モード}萬^{モード}の^{モード}氣^{モード}多^{モード}利^{モード}、金^{モード}又^{モード}毒^{モード}を^{モード}ね^{モード}、^{モード}氣^{モード}と^{モード}や^{モード}今^{モード}
萬^{モード}く^{モード}て貪^{モード}想^{モード}と^{モード}す^{モード}、高^{モード}よ金^{モード}と^{モード}持^{モード}て一^{モード}氣^{モード}と^{モード}あ^{モード}去
立^{モード}、身^{モード}と^{モード}喪^{モード}とも^{モード}も^{モード}し^{モード}、^{モード}立^{モード}よ引^{モード}て^{モード}將^{モード}入^{モード}の^{モード}室^{モード}一^{モード}子^{モード}殺
そ^{モード}て^{モード}辱^{モード}と^{モード}うり^{モード}、^{モード}死^{モード}す^{モード}を^{モード}不^{モード}是^{モード}少^{モード}人の^{モード}あ^{モード}う^{モード}と^{モード}殺^{モード}
。而^{モード}成^{モード}秋^{モード}中^{モード}修^{モード}教^{モード}中^{モード}、^{モード}立^{モード}は^{モード}安^{モード}樂^{モード}を^{モード}ゆ^{モード}（^{モード}善^{モード}業^{モード}）と^{モード}再^{モード}興^{モード}、役^{モード}江^{モード}原^{モード}
附^{モード}了^{モード}五^{モード}無^{モード}の^{モード}キ^{モード}と^{モード}ス^{モード}、^{モード}二^{モード}九^{モード}の^{モード}年^{モード}の^{モード}後^{モード}又^{モード}起^{モード}と^{モード}勤^{モード}す
。も^{モード}も^{モード}家^{モード}の^{モード}坐^{モード}義^{モード}あ^{モード}う^{モード}、^{モード}若^{モード}と^{モード}云^{モード}を^{モード}竟^{モード}く^{モード}
。儀^{モード}列^{モード}武^{モード}也^{モード}、^{モード}相^{モード}不^{モード}立^{モード}と^{モード}目^{モード}移^{モード}を^{モード}自^{モード}之^{モード}四^{モード}首^{モード}の^{モード}事^{モード}。先
秦^{モード}も^{モード}方^{モード}か^{モード}と^{モード}待^{モード}、役^{モード}後^{モード}よ^{モード}曲^{モード}走^{モード}、^{モード}小^{モード}游^{モード}北^{モード}の^{モード}後^{モード}は^{モード}不^{モード}高^{モード}

つる山守材は唐九一國主の波の時 神名よりてよみ
打田と率て却く西より河内に歸れしりとて古代文字
あれも眞偽なりとすたゞとて是よりえあら爲へて紅白
裁冠のちよりは可憎たりとて定うるのみに
而ばの秋れむ

。尾羽那ち野原ノ内にゆきを築て居候セリと獨自の
後も後を承てにせられニ文三年後長ニテ又海を向テ
年後長元後江戸五年肩荷の端に廻國五年後又肩荷
吉川彦五郎基三八九ケル尾張守護
斯波治ア太輔義流シ裁シテ城ソ奉フ あやで改井大政セリ同工猿を反
獨自の後を承てのゆゑ或ハ津セリ九成ハ勿々セリ内より

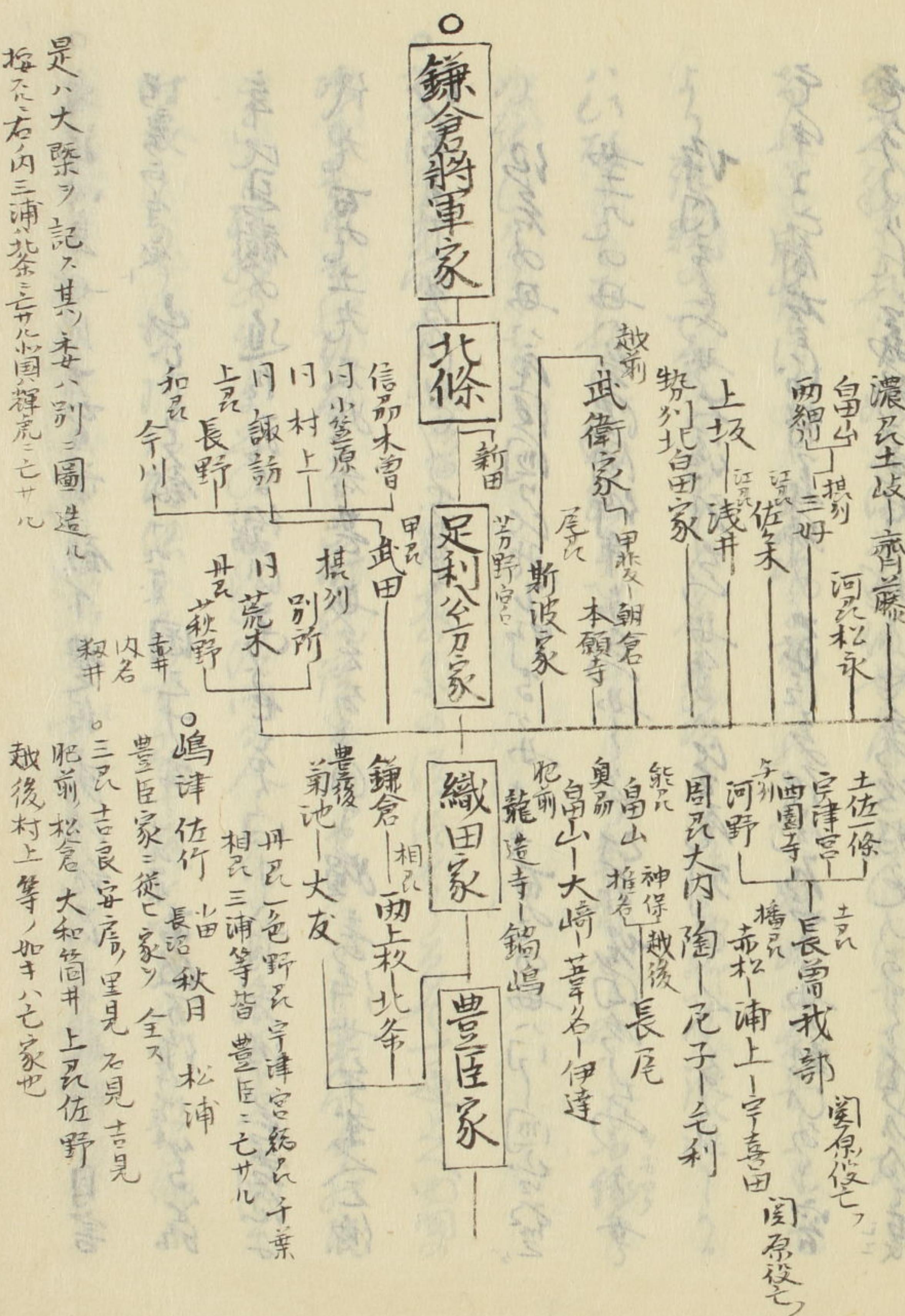
。年後長江戸と攻て元々と敵一隊と争て居候て
敗て其の謀とは後を承て江戸四年肩荷を承て
改井大政ハ高クのまめする後は林氏源ちに属とて取扱ひ
とせせり。又の四年五月改井大政の子の高
猪木と通じて高志野の名と称若原信定 林氏源と
一月後長をもつて高志野の名と称若原信定 林氏源と
達セリ。延和二年四月終は後りと敵一隊と争て居
うち多大の廢傷よりて、至長十九年神名大政と並び
ありしより。之官と並んで八郡の偏頭。万代の鷦基をもつ
。くよゆるてよりあらうの才と

外事やそとくち子の御門をくわとすとつゝん
えのせの兵のたじけはまかしけの下すとされとアよ
くすて表包。

多よきづはよあらまきうととととととととととととと
。後鳥取院文治元年、源賴朝の孫の化ノ高と通じて方角
へは下すとあよびしとととととととととととととととととと
とととととととととととととととととととととととととととと
ととととととととととととととととととととととととととととと
ととととととととととととととととととととととととととととと
ととととととととととととととととととととととととととととと

城主の英祖は今いづれともす、そもとゆりて御童を

おもむ



。文禄四年七月十九日未ノ刻下豐後秀次紀良三子北山より自害
了事と承候。山口に於て是日正午、因三十席大年五歳万作と申す者
年比多額の追及取引御ひまつてを前に一ヶ月前後、某君伯子
代丸百九土丸及此若其母毛利の贈高侍女三千石に除
仰あつて生いきてやる。

以上之母ハ度遠四十石並野ちがふハキ百九の母印圓山登
せ丸の母ハ度遠四十石あらゆりてやひ外様因次ちうりサ
併内市あらゆれ御到ちうせすハ皆尾列の人々

壬申ニ立南石門脇義郷の御後多健院尼室、女ハ勤ひかき空
色うるはれ、義郷毫せよしと秀次好色のうるはげひて裏

坐人御られ、此之而之御坐也、と曰ひて、而く仰
あれど威勢甚しく、秀次は有りて、それ、暖昧の念止つて見
うち降城のつゝきうるをも、秀次はの後義郷を没滅し、
六歳とてそれは、秀次とゆすして、角弓せよしと申傳す
ぬ能ひうるを。

。蓋は重光の年嘉永元、首脳家のみの傍にせよ、是を一遍上へ回写
次に高司主に以て、主に府令修定所を仰せられしより、支那年記此
をもと研磨するよしのもの、はの後同人と云ふ者、仰よしと申て
は最もとある、梵河源陀法ともす而一遍と中尊の元治より仰
すよりおひ者は、爲めに、お院とあらわし、今梵河源陀。

とす。嘗て、其後宣化れは西園寺所謂茎はうらむ
とや門外に浴ゆ林の祠の傍よそのひづきさ櫻樹ありや
をほそもとす。のうへ時尚らまつてよりいづくらじ
爲多財へ此柱樹アリ。打章と遊戯したまう。此年よりて
れも。」
と忘ふす。自承トと為ゆれり。すとらはる
岸よはく。元代。異哉王鐵鎧。微敗。將村亮。トア。御下。戲しテ
ハ。四月。天文の初えの夕。派下。福原。眼疾と癆。タク。の肩
アリ。後事良院。アリ。脚痙と腰をめり。身。脚痙。アリ。セアリ
タク。久時。久れ。後ありて。官事。アリ。シと拵。シ。同。今。還俗
して。モ。初。中村。アリ。身。脚痙と腰。シ。後官事。アリ。子。中村。秀

をう。天文。章故。之。の。ち。モ。一。身。立。て。あ。す。と。と。
松。れ。大。至。圓。す。は。せ。一。は。里。す。江。民。浴。井。歌。人。昌。達。源。鑑。文
書。來。來。一。て。浴。ゆ。か。否。と。之。尾。翠。中。村。村。は。ゆ
曾。品。入。下。て。篠。竹。は。と。ち。す。そ。身。ち。の。又。か。ア。ス。ア。ア。有
す。か。の。役。を。一。と。見。く。故。を。み。地。も。人。の。上。半。付。草。あ。ま
候。候。う。と。よ。

丁亥。二月。彼。ち。よ。逃。て。行。し。シ。一。近。室。大。年。の。立。や。と。産。と。人
汗。ニ。地。潤。セ。多。よ。多。ア。え。深。キ。年。の。を。通。ト。ア。四。個。お。だ。ば。い。ト
セ。ア。南。リ。ト。セ。ア。キ。サ。キ。エ。イ。カ
方。方。大。か。言。詰。打。脚。多。度。ひ。梅。見。望。う。と。ス。テ。と。

おもろれてまよせ更に夜の梅

このをと彌してもかのやうより約常後其阿遠
は毎此の妙人かしらの桂阿体量もそくもてくわくとくま
のゆうとゆうてほひ行りし、梅とさすれも元は行すあ
き風とくさーかづかへ春もととすれどて花をひく
のとちこ下トリヤ

。朝もとくあまの肉よりのめぐらす、まくわぬ柳のゆゑ
。甲比モ小波附、トリ

川流れの身はそりのねまきよきて差し身よう

ノ

外のうきす御身もそりの枝の下まきよきてりまく

。春日井歌當翠立序村主内家ハ因多年間お候主而傳写
某處写スミ得はまうと年面ナヘテ多ふ半之等と名迎也
快山石和鳥五鳥一ト子原所雲和鳥中鳥の宣徳ニセキ
費同源氏代經也とくアホトク事と云事多アリム立却
思惟の阿修羅は、五色の宿命の形態と云ふ快岩致之に於てち度
付シトキリ

。幽々南伊ミルハ形態の一族アリと云はケルトモクと
大國セヨ四毛よ博テ人ニルトカセ

。萬山谷謂周子如光風霽月。鄧迪支謂延年如冰壺秋月

。皇統弥照聖王羽カレハハラノニカド、訓ス柏原天皇也

○姓氏錄の序ニ有リ桓武天皇の御事何

○天智天皇即位九年庚午編造ノ籍人民氏骨各得其宣
孝謙皇帝室宇氏族志嵯峨亭弘仁姓氏錄等代々改正不絶

○幽齊玄旨

細川公政著

征夷大將軍源義家^公の四曾

嫡妻輝之次・鹿園院固高次母

還

翠軒義賢の女板川み万松院殿のちあさりし後子乙閑
はひきうすめ一子、時友子も傳よりて乙閑の娘子也
也。又、象良岸和田博之御内大臣元也、虎尾之嗣^子一子
其女と嫁^トテ、若子泰麻前乃軍主義弘と補佐侍講
。泰相國信長公は多てを厚御す屬^ノ又、神子よほい

まつせられ一重印のいづれのくよ河す海船^{ハシマ}にまほ

四曾^{ハシマ}に四郷^{モリ}下今門文の山鏡と^{モリ}ゆきと^{モリ}そと
や野宿^{ハシマ}の内門兵のふと馬丸支度^{ハシマ}に付^{ハシマ}れしゆうも

。まるでれや、のこ^{ハシマ}にまほいのまほいのまほいのまほ
人のまほくや八海^{ハシマ}に付^{ハシマ}ニ^{ハシマ}セモ^{ハシマ}の海波
外^{ハシマ}のまほくあつめ^{ハシマ}て近^{ハシマ}みてまほく^{ハシマ}の海波
えき度^{ハシマ}の^{ハシマ}ト^{ハシマ}えき度^{ハシマ}に^{ハシマ}えき度^{ハシマ}の海波

。万代^{ハシマ}に^{ハシマ}えき度^{ハシマ}に^{ハシマ}あり人海波^{ハシマ}ク矣
韓^{ハシマ}四百隊^{ハシマ}の後^{ハシマ}彼^{ハシマ}と^{ハシマ}に^{ハシマ}よ^{ハシマ}てえき度^{ハシマ}
ありて又^{ハシマ}は早^{ハシマ}夢^{ハシマ}あり^{ハシマ}と^{ハシマ}り^{ハシマ}お^{ハシマ}二^{ハシマ}か^{ハシマ}す海波^{ハシマ}るみ

坐齋集

。天海後やえを廻てもとおひでとよますすうすはる
。立高の國の御役所の儀式の口訣と云ふ事も
。さて逃齋集

五十七、坐齋の年号の経との事、その事。
八日は西御下御下、宿東屋の御室と御てあり
。さるの奸穀石面シマカニに列石面の豪傑伝焉とある
。の事の多き御方シテの事、歳の時、度々うむゆる
。坐と云ふ事、立と云ふ事、坐と立と云ふ事、坐
而立と云ふ事、立而坐と云ふ事、坐と立と云ふ事、

坐りし御食客見足らず、奉勅御りしと云ひ
侍は侍て沙御に、シナガ巧言令色化シナガリしるる
余の沙御も庸せざれ、沙御の庸と稱し、役處と氣せざれ
二十石之地と計せざれ、ハシマサヒ沙御行せ、坐と無く
坐じ一邊とづひ一ノ耳あらとつまむして坐と
みあくすく、これ秀吉が言ふ所、ウラハサド申は燭のて内會
和庵ウラハサドと申すと、沙御と沙御と謂ふ事、燭と燭と謂ふ事、
也と仰ウカニと申すと、沙御と沙御と謂ふ事、燭と燭と謂ふ事、
也と仰ウカニと申すと、二人、燭と燭と申すと、沙御と沙御と
也と仰ウカニと申すと、沙御と沙御と謂ふ事、燭と燭と謂ふ事、

坐と立と云ふ事、立と坐と云ふ事、坐と立と云ふ事、

詔よおで一時もいりて終終に西キ一人浪漢用し又か
御主消息をそめに移すとうへて山野よゆひ終よ牛田守延トヨ
られ渡へて侍せしと有罪少あり長安も惠瓊と
但よ主席と渡され河よりおて舟と刎られ船と刀世よ砂
舟をあはんと力邪アテ云毫ある天、船廢古今絶え
えども上りてくじきのとまうする一處峰

○圓空の役の時 沖立沙門の沙通後うりし東岳庵をす
集うるに沙門石庭江と之攻へたとて最勝一丈せせ
也村御氏馬と伊保子と上をせにひゞこれハ法の子は攻城
せりてワぬとさうとさうと沙門のあくしての名白子を今

破敵の門と事へをむねの事變と是をめあじとまつり
石西ノ念よあ意一里をすとソモ秀友秀元秀秋大中小納ミ
ウリシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテシテ
エニナオシテ草中納ミある時アヒテ沙門を捕て自殺サムライを
シテ死ひ沙門高僧と云ふアヒテ軍と争て争と争
すとまの沙門アヒテ真の威儀淨いよ實の異端アヒテ沙門
金をぬゆまう軍を統々あづく大アヒテ高貴のつまうは
忽よ出かるとま黙々とモニマニ活沙門を集めしめ作等
村納ミ生の形見ゆて沙門と争ふが如夢のよ夢をされ即

都あじき付のうりせもとくわじこや
まほのくらび相國の馬はまの清野よしとくら高
木行進は近づれしもすうれ、神皇御ノミハラ
御座は奈ト攻めたまもあく詔を多自を攻
と攻タク神皇御もはくセキテナリルハリ
あひゆそくことよやと東院又多セ
。破軍攻は法將大鹿は立院御もヨリ事御清野に
池の辯政が入朝へりれり、あひ事御は度より常
移内ヤク辯政^{チヨシ}御もゆすゆす事より常
御内閣と清されしとを併記ス立院御もを付と小

清まで^{アヒテ}事の清はよか、ちゆひよどえり
沙くもよしとくん又法將御^{アヒテ}の事と清され^{アヒテ}る
清水の清はよも深ワツト大鹿とくつてりくとくと
出とや清は事あひセキマ
。神在御事、水那御事、位長事の事、旅爾立院
元立院、今川節は局一キリ^{アヒテ}、清野の數を数え
沙御御^{アヒテ}事あひ^{アヒテ}、或は無故の事、橋より
アキシムアモテゆたま御もみ立院とあひし事、
て四事モトドリ、^{アヒテ}事、^{アヒテ}事、^{アヒテ}事、^{アヒテ}事、^{アヒテ}事

書うとすやあうと教ひにすせぬアハモロは云ふと
シムのいきかくもすむかうすが多めととほゆをそば
とて一たうの筋筋と多きよき筋と改ふ少と奉つての間
とておカゼト病をへんたむちえアホウの屬ちかのうと
筋筋すうやうくしりかく實やうのまのう筋筋と
うりやうねと筋と筋とお家(まど)をうすくすくと
まそひそめておやうと筋えうすくすくと筋と
まの筋すうでうね筋えうすくすくと筋と筋と筋と
一毫無並間もあはやうてあた基多とち等(だま)すねううすく
りて毛筋を浮よ候事とあく攻のうるとやもろハヌの

の半身もあらうべき事多く

。ほんでもくねゆる筋筋はうの世うすがの筋筋
是ハ太筋筋すうじ筋筋は筋筋かうとと筋すう
筋筋六筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
今の人んがふううとんうたら筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
いす又筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋筋
今の人んがふううとんうたら筋筋筋筋筋筋筋筋筋
。承後九年正月吉日正月正月正月正月正月正月
おお事にて書字之の年正月。季風(しへい)下
平(ひら)日承次之二萬と松柏(まつば)附(つき)テ是頃(とき)波(なみ)、波

説也

二番トハ聖天相殿土座ノ内オニ番ヲ云普通、近ニ六才一
天照太神才ニ素妻爲尊ト云稱後ハ才一素妻爲三稻田姬之

此奉尾張宿孫仲頼家藏也

近松鷺美山形系圖

藤原通實

太郎丸種近松美濃國山縣郡住守其地於太郎丸村

松殿之息生近江故是近松

家高

近松太郎

國安

右馬允

鷗場二郎

道鳳

寧一小ノ附波

安定

近松洋太郎

養場光俊養子

安頼

弘化二年尾張台戰、子原燈尾死

土岐家人

宗長

山縣三郎

宗安

源二郎

女子

外山遠江守妻

頼重

修理亮、宣方

頼直

鷺美孫二郎、應永ノ頃ノ人、
信列大河原台戰、子死

安政

新庄門

某

大膳亮

某

石齋門

頼貞

泉三郎

某

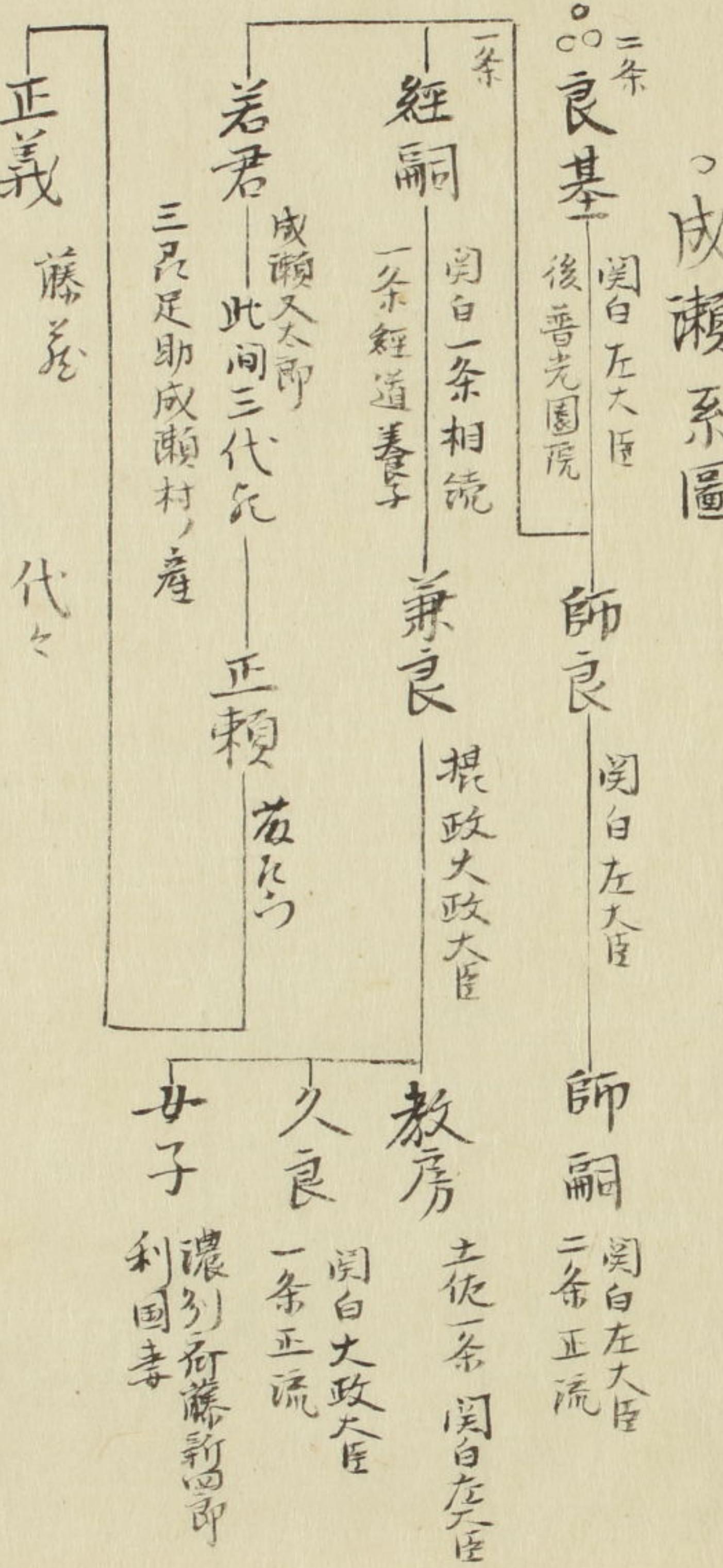
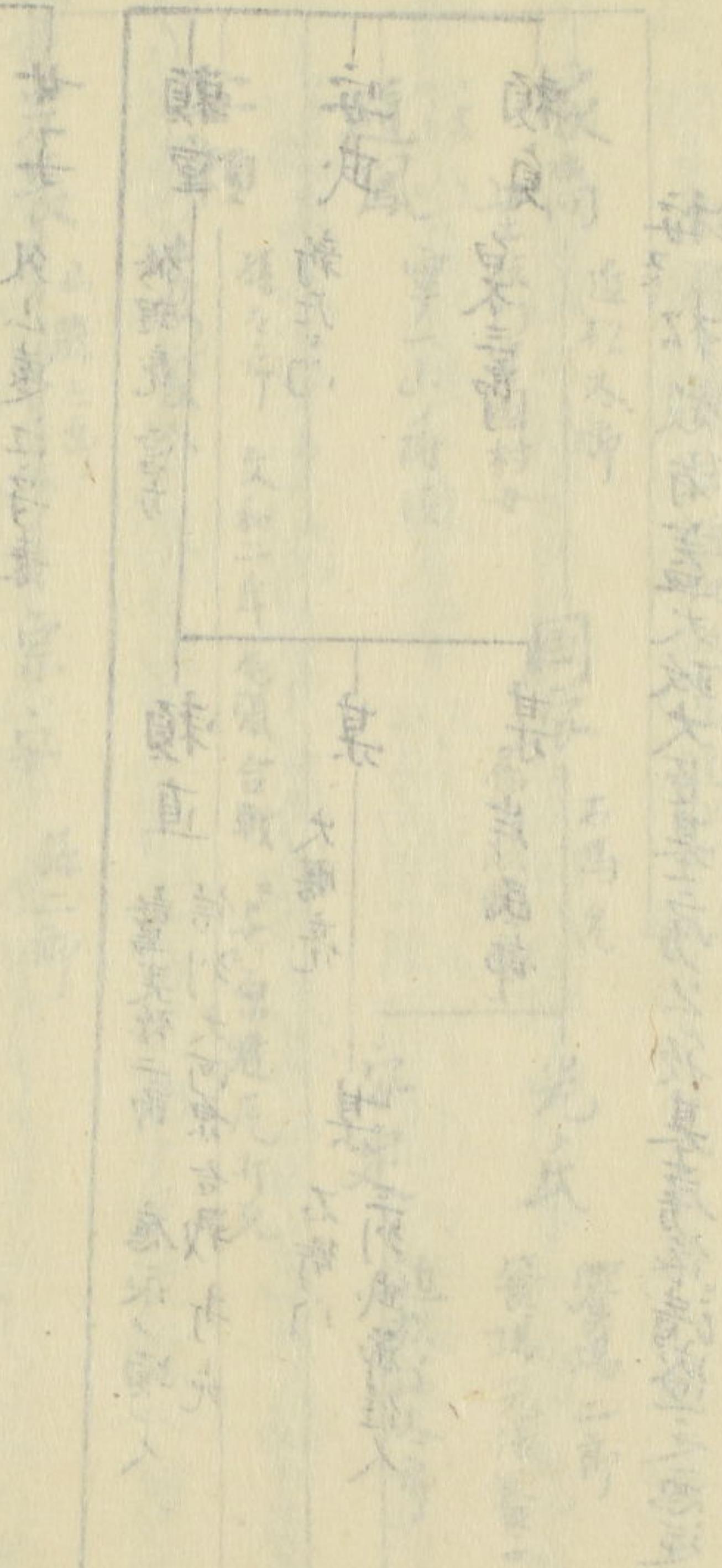
岸民部

梅松殿者蓋大政大臣基房以故基房依清盛之恩連左近

備前國後飯京寛喜三年十二月八日薨于十六岁、享壽提院

譜と極り又松殿基房公の昭元と本名義仲折して取下
義仲死後元と嗣りて後列山縣弓子院所を多く

義貞公の子成頼が伊賀守に遷る。もと源氏の臣。善
と申す者。其の妻の家は源氏の御子の御子の娘の流也。義貞の子。



13年ころ泰親と肇基の際成頼河井林久保天野
名の叔友武功ありて奉仕

六ト三ノ

代々

正義 藤基

卷之三

十一月廿二日
晴
寒風大雪
急雨

五更

晴

六

十七

晴

十八

晴

十九

晴

二十

晴

一月廿一

晴

廿二

晴

廿三

晴

廿四

晴

廿五

晴

廿六

晴

廿七

晴

廿八

晴

廿九

晴

三十

晴

廿一

晴

廿二

晴

廿三

晴

廿四

晴

廿五

晴

廿六

晴

廿七

晴

廿八

晴

廿九

晴

三十

晴

廿一

晴

廿二

晴

廿三

晴

廿四

晴

廿五

晴

廿六

晴

廿七

晴

廿八

晴

